**⑯「憲法って何だろう？」**

**～自由民権運動と大日本帝国憲法～**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ●主に対応する学習指導要領　公民的分野 | | | |
| 内容C　私たちと政治  (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則  ア(ｳ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。 | | | |
|  | | | |
| ●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ | | | |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第2部  政治 | 第1章  日本国憲法 | 第1節  民主主義と日本国憲法 | p.35-36 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ●主に対応する学習指導要領　歴史的分野 | | | |
| 内容B　近世までの日本とアジア  (3)近世の日本  ア(ｳ)産業の発達と町人文化 | | | |
|  | | | |
| ●主に対応する帝国書院歴史教科書 単元名・対応ページ | | | |
| 部 | 章 | 節 | 項 |
| 第2部  歴史の大きな流れと  時代の移り変わり | 第4章  近代国家の歩みと  国際社会 | 第1節  欧米諸国における  近代化 | p.148-159 |

**第Ⅰ部　指導案（2時間扱い）**

**１　授業のねらい**

（１）自由民権運動は、民衆が政府に対して何かしらの要求を突き付けていく運動であるということは、中学生でも理解していると思います。明治前半のこの運動は、一概にはいえないにしても、中学校の授業のレベルでいえば「憲法制定・国会開設」を求めていたと教えて差支えはないと思います。このような認識に立って、生徒たちとともに授業をつくるとき、「憲法はだれのためのものか」「国会はだれのためのものか」という問いが重要な意味をもってきます。

　　　民衆が求めたものであるのだから、それは民衆にとって「役に立つ」「利益のある」ものであるはずです。決して「上から与えられた、ありがたいもの」ではないはずです。こうしたことをしっかりと伝えていくために、法教育の視点に立って授業づくりをしてみたいと思います。

（２）日本はアジアで最初の立憲国家などといういわれ方もしますが、たしかに、当時の人たちも近代的な国家の完成を目指すには、議会と憲法は必要不可欠なものだと認識していたのだと思います。周知のように、大日本帝国憲法は天皇から臣民に与えられる形をとりましたし、その内容は伊藤博文を中心として作成されたものでした。また、さまざまな欠陥をもっていたことも間違いありません。

　　　しかし、同時に、自由民権運動という形をとって（こういう名付けをしたのは後の歴史家ですが）、人権を求めての、人々のうねりのような力があったことも忘れてはいけません。政治的なデモや意見主張があまり行われない現代の日本に比べ、「政治の季節」であったということもできるのです。

（３）為政者の側が、この憲法制定・国会開設に向けてもっていた課題はどういうものだったのか、これに対して、運動の中心となっていた人たちが、それぞれの立場でどんな思いをもっていたのか、生徒とともに考えてみたいと思います。正解はありません。想像してみることが大切です。

**２　生徒に身につけさせたい、法教育的な見方・考え方**

この授業を通して生徒に身につけてほしい力は、次のようなものです。

1. 現在の私たちの権利は、人類の多年の努力によって形成されたものであることを知る。明治期に、それまでの封建社会とは異なる秩序をつくりあげなければならないという願いは、為政者にも民衆の側にもあったことを知り、実際には何十年もの年月が費やされていたことに気づく。
2. 近代国家の形成に、憲法と国会がとても大事であることを知る。憲法が、権力から人々を守る存在であること、議会によって物事が決められ、その決められたことによって政治が運用されることの大切さを知る。
3. 自由を求める人たちと為政者の衝突する場面から、現代につながる意味を見いだし、政治権力と個人の人権について考える。

**３　指導計画―①（2時間扱いの１時間目）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導  入 | ・教科書や資料集などを活用して、教師のレクチャーなどにより、自由民権運動の概要をつかむ。  「誰が、何を求めた運動なのか」 | ・自由民権運動は、誰が主体となって何を求めたものなのか意見を出し合う。  ・民衆にもいろいろな立場があることに気づかせる。  （ワークシート１、２） |
| 展  開 | ・市民が求めたものは何か。  ・なぜ、それを求めたのか。  ・政党結成の動きについて知る。  ・政府の、運動を押さえこむ動きについて確認する。 | ・左記の2点について意見を出し合う。  ・ワークシートに政党について記入させる。  ・ワークシートに政府の弾圧事件を記入させる。 |
| まとめ | ・この後の展開について、予想する。  　ア　民権派の運動が実り、自由権の強い憲法ができる。  　イ　民権派の力が弱まり、君主制の色彩が強い憲法ができる。 | ・ワークシートに予想を書き、その理由も考え、意見交換する |

**指導計画―②（２時間扱いの２時間目）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導入 | ・憲法草案を読む。 | ・ワークシートに記入 |
| 展  開 | ・大日本帝国憲法と憲法草案を比較する。  教科書、資料集を活用する。   * + 伊藤博文の憲法観を参考に   ・五日市憲法草案を書いた人の立場にたって、大日本帝国憲法を読んだ感想を書く。 | ・大日本帝国憲法と憲法草案の違いを確認する。  ・五日市憲法草案を書いた人の立場にたってワークシートに記入。 |
| まとめ | ・その後の歴史的な展開から考えて、自由民権運動の意義について、自分の意見をまとめる。 | ・年表を用いて、その後の歴史の展開を確認す  る。  ・ワークシートに自分なりの意見を書くことが  大切であることを伝える。 |

**４　評　価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**  ・自由民権運動の概略と、その意義について、概ね理解できたか。 |
| **○思考・判断・表現**  ・歴史的な動きの中で、為政者側からも庶民の側からも、憲法制定・国会開設が求められたことを理解し、その重要性について考えることができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度**  ・憲法成立の歴史的な流れと、その意義、立憲主義について、自分なりに捉えて、今の社会につなげて考えようとしている。 |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**  ・ワークシート２―１、３について、自分の言葉で、気づいたことや、感想等を記入している。 |
| **○A規準の例**  ・今、まさに、憲法改正が議論されている中で、日本で初めて憲法が制定されたときの経緯を学習し、そのことから、自分の言葉で、憲法の意義や将来の憲法の在り方について語ろうとしている。 |

第**Ⅱ部　ワークシート**

**「憲法って何だろう？」**

**～自由民権運動と大日本帝国憲法～　１（1時間目用）**

　　組　　番 名前

|  |
| --- |
| １　自由民権運動の要求は、どんなことだったのか？なるべく具体的に２点にまとめよう。  　　・  　　・  ２　自由民権運動に対する政府の反応はどんなものであったのか？  ３　選挙に向けて政党が結成された政党を２つあげよう。  ４　この後、実際の歴史は、ア、イのどちらの展開になるか予想してみよう。  【どちらか一方に○】  ア　民権派の運動が実り、自由権の強い憲法ができる。  　　イ　民権派の力が弱まり、君主制の色彩が強い憲法ができる。  【そう思う理由】 |

**「憲法って何だろう？」**

**～自由民権運動と大日本帝国憲法～　２（2時間目用）**

　　組　　番 名前

|  |
| --- |
| １　憲法草案（日本国国権案、五日市憲法）を読んで気づいたこと３つ書いてみよう。  　　・    ・    ・  ２　大日本帝国憲法と憲法草案を比較して感じたことを書いてみよう。    ３　五日市憲法草案を書いた人の立場に立って、大日本帝国憲法を読んだ感想を書いてみよう。    ４　この後の歴史の展開（小学校での知識）から考えて、自由民権運動の意義について、意見を書いてみよう。  ５　憲法改正について、自由民権運動と大日本帝国憲法の成立の歴史を学んだことを通して、今後、どうあって欲しいか、自分なり書いてみよう。 |

**第Ⅲ部　弁護士からのアドバイス**

**１　はじめに**

　　　１８６８年の明治維新によって成立した明治政府は、憲法制定と民選議会の設立に向けた取り組みをはじめました。日本にとって、どのような内容の憲法がふさわしいか、政府は調査を始めるようになりますが、その一方で、市民の側からも自由民権運動がわき起こり、自由権思想等に基づいた憲法の制定を求めるようになりました。これに対し政府は自由民権運動への弾圧を強め、１８８９年２月１１日、大日本国帝国憲法（以下、「明治憲法」）が発布されました。

　　　では、明治憲法とはどういう憲法だったのでしょうか。以下、日本国憲法と対比しながら、検討してみましょう。

**２　日本国憲法と明治憲法の比較**

（１）共通点

　　　日本国憲法も、明治憲法も、いずれも立憲主義的なものです。

　　　では、立憲主義とは、何でしょうか。立憲主義は、個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限することを目的とするものです。

　　　この点、明治憲法にも、個人の権利・自由についての規定はおかれており、国家権力を制限するための規定もおかれていました。従って、明治憲法も、立憲主義的な憲法ということができます。

（２）相違点

　　　しかしながら、明治憲法は、神権主義的な君主制の色彩が極めて強いものでもありました。

　　　そもそも、明治憲法下においては、主権は天皇にありました。そして、天皇の地位は、天皇の祖先である神の意志に基づくものとされていました。これは、日本国憲法が、主権を国民においていることとは、大きく異なるものです。

　　　そして、もうひとつ大きな違いは、個人の権利・自由のあり方についてです。日本国憲法では、個人の権利・自由は、人間が生まれながらにしてもっているもの、ということを基本理念としています。しかしながら、明治憲法では、個人の権利・自由は、天皇が臣民に恩恵として与えたもの、という考え方をとっていました。

　　　個人の権利・自由について、人間が生まれながらにしてもっているものと考えるのか、それとも天皇が臣民に恩恵として与えたものと考えるのか。これらふたつの考え方は、抽象的で、議論の実益がどこまであるのかと考える人もいるかもしれません。しかし、これらの考え方の違いは、具体的には大変な違いをもたらします。

　　　具体的には、「法」のあり方です。

すなわち、もしも権利・自由は国家が国民（個人）に恩恵的に与えるものと考えるのであれば、その権利・自由を制約する法の根拠は、その国家がどういう主義にたっているかによって異なることになります。その国家が、法の根拠を、国民に求めようと、国家に求めようと、または別の何かに求めようと、その国家がどういう国であるかによって、異なるのです。したがって、権利・自由は国家が国民に恩恵的に与えたものという考え方は、いかなる政治体制とも結びつくものといえます。そして、権利・自由を制約する「法」の中身も、その権利・自由を国家が恩恵的に国民に与えたものに過ぎない以上、その国々の政治体制によってさまざまな内容になりうる、ということになります。

その一方で、もしも権利・自由は国民（個人）が生まれながらにしてもっているものと考えるのであれば、国家が権利・自由を与えているわけではないということですから、国家がその権利・自由を奪うことはできません。しかしながら、社会生活を営む上で、個々人の権利・自由がぶつかり合う場面は出てきますので、国がそのぶつかりあいの調整として、権利・自由を制約することは許されます。そして、権利・自由の制約は、あくまでも個々人の権利自由のぶつかり合いを調整するためのものという考え方からすれば、権利・自由を制約するといってもむやみやたらと制約することはできませんから、その法の内容は、権利・自由のぶつかり合いを調整するために必要最小限のものでなくてはならなくなります。また、国民の権利・自由を国が制約するといっても、国民の権利・自由はあくまでも国民が生まれながらにしてもっているものですから、制約することができる根拠は、国民になければなりません（国民主権）。したがって、権利・自由は国民が生まれながらにしてもっているものという考え方をとれば、その国家は民主主義に基づかなければならなくなります。

このように、人権がどこからやってくるのか（生まれながらにしてもっているものか、恩恵的に与えられたものか）という一見抽象的とも思われることが、結論としては大きく変わるのです。

　　　明治憲法下では、大正デモクラシーが高揚し、政党政治が実現するなど、民主的な社会が一見実現したようにも思えるかもしれません。しかし、その一方で、治安維持法が制定されて、国民の自由は大きく制限を受け、軍部の力の増大によって軍国主義も起こりました。明治～大正～昭和初期の歴史的な流れを、憲法の視点からながめてみるのも大切なことです。

**第Ⅳ部　授業づくりのポイント**

**１　ねらいをはっきりさせましょう**

**（１）自由民権運動について**

「自由民権運動」についての最近の研究動向は、かなり大きくゆれています。まず、運動の主体について、いくつかの意見の対立があるようです。そうなると、もちろん運動の本質も違ってくるわけで、ホットな話題といえそうです。

　　　　　結果からいえば、こうした民権運動の主体者こそが、軍国主義から戦争へと導いていったという側面も否定できず、また現在の保守政治家の源流ともいえるのです。

　　　　　さらに、幕府政治（封建社会）の崩壊に伴う、住民自治システムのゆらぎを、なんとかして回復しようという動きであったという捉え方もありえます。教える側の教師は、少なくとも一つの歴史事象に多様な側面があるという認識をもつことが大事ですし、事実の認定から意味の解釈に至る、歴史認識の過程全体を見つめる眼が大事になります。

　　　　　さて、ここでは、法教育として自由民権をとらえるという授業を構想することになるので、「憲法」と「国民」の関係が重要になってきます。「立憲国家」という認識も大事になりましょう。アジアで初めて国の基を憲法におくとした日本で、どのような体系が作られていったのか、生徒とともに考えてみたいと思います。

**（２）それぞれの立場にたって考えてみよう**

　　　　　政府の中心であった伊藤博文の立場、政府を下野し反政府の立場をとった板垣退助、江戸時代は村の中として、村役人でもあったし、ある程度の財力もあった多摩の豪農の立場、土地を手放した（あるいはもともともっていない）秩父の貧農の立場、フランス流の思想を身につけた知識人である植木枝盛の立場、それぞれの立場で、いろいろな考えが成り立つと思います。もう少し図式化して、政府の立場、反政府の政治家の立場、地域の有力者の立場、地域の貧しい人の立場、に分けると分かりやすいかと思います。中学生が中学生なりに、それぞれの立場にたって考えられれば、それで十分ではないでしょうか。さらに、いろいろな形で先生方が工夫するとよいかと思います。

**（３）時間の流れの中で捉えることを大切にしよう**

　　　　　今から見ると、いろいろ課題のある憲法であるし、もしかすると大きな戦争を回避できなかった原因に大日本帝国憲法もあったと思います。また、憲法をもたなかった時の人たちの考えや判断を想像することも大事だと思います。さらに、１９世紀の終わりに憲法が成立したことの意義や、日本以外の東アジア、東南アジア地域の状況と比較するという考え方も、学ばせたいところです。

**（４）今の私たちと、どんな関係があるかという視点で捉えてみよう**

　　　　　現在の日本国憲法にもあるように、今、私たちが手にしている権利は、人類の多年の努力の成果であって、一朝一夕に成ったものではありません。日本においても、幾多の試練の上に、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義を根本原則とした社会が成り立っているのです。

　　　　　そういう意味で、時間の流れの中に、自由民権運動を置いて、その歴史的意義をとらえるという学習は、たいへんに意義の深いものだと思います。

**２　指導の工夫をしましょう**

　　　歴史的分野で扱う場合は、歴史的な流れの中で、自由民権運動と憲法制定の意味を確認していきましょう。そして、公民的分野につながることも意識していきましょう。

公民的で扱う場合は、憲法の意味や、政党の意味、憲法制定の歴史的経緯について確認しましょう。できれば、諸外国での人権獲得の歴史についても確認しましょう。

**３　授業の進め方（2時間扱い）**

**〈　導　入　〉**

自由民権運動の概要を確認し、誰が何を求めた運動なのかをはっきりさせましょう。

**〈　展　開　〉**

①運動の高まりと政党の結成について、ワークシートに記入しながら確認し、「政党」の意義について考えられるようにしましょう。

②憲法草案を読んで、実際に制定された大日本帝国憲法と比較しよう。そして、公民的分野で扱う場合には、日本国憲法との比較もしていきましょう。

**〈　まとめ　〉**

　　　自由民権運動の意義と、現代とのつながりを確認しながら、現在、憲法改正について議論されていることにも触れて、発展的に追究するように促すとよいでしょう。